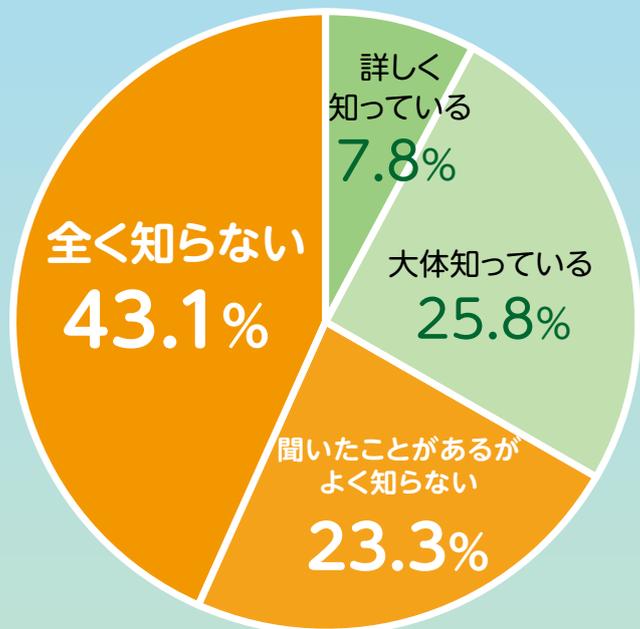


相続登記はお早めに!

2024年(令和6年)4月1日より

相続登記の義務化

ご存じですか!?



※相続登記の義務化・遺産分割等に関する認知度等調査
(令和4年9月)法務省民事局webより

2022年9月に発表された法務省のアンケート調査によると、『相続登記の義務化』について「よく知らない」、「全く知らない」と答えた人の割合は、

約**66%**という結果に!



現在、所有者不明の土地は全国的に増加しており、**その総面積は九州本島より広いと**言われています。このような土地は利用や開発はおろか、勝手に処分などもできないため、休眠したまま活用できずにいます。そこで、相続登記が義務化されることで**所有者を特定し、所有者不明の土地問題を解消**することが期待されています。



定められた期間内に相続登記を怠ると、

正当な理由がないのに違反した場合は、

過料の適用対象になることも。



不動産をご所有で早期の現金化をお考えの方は、**阪急阪神の仲介の「直接買取サービス」**をご検討ください。

「直接買取サービス」の流れ

*当社が直接購入するので、**仲介手数料が不要**です!



※物件の諸条件(弊社の営業エリア外等)により買取ができない場合がございます。



気になる?我が家は、**いくらで売れるの!?**

**無料査定
受付中**



スマホで
簡単アクセス